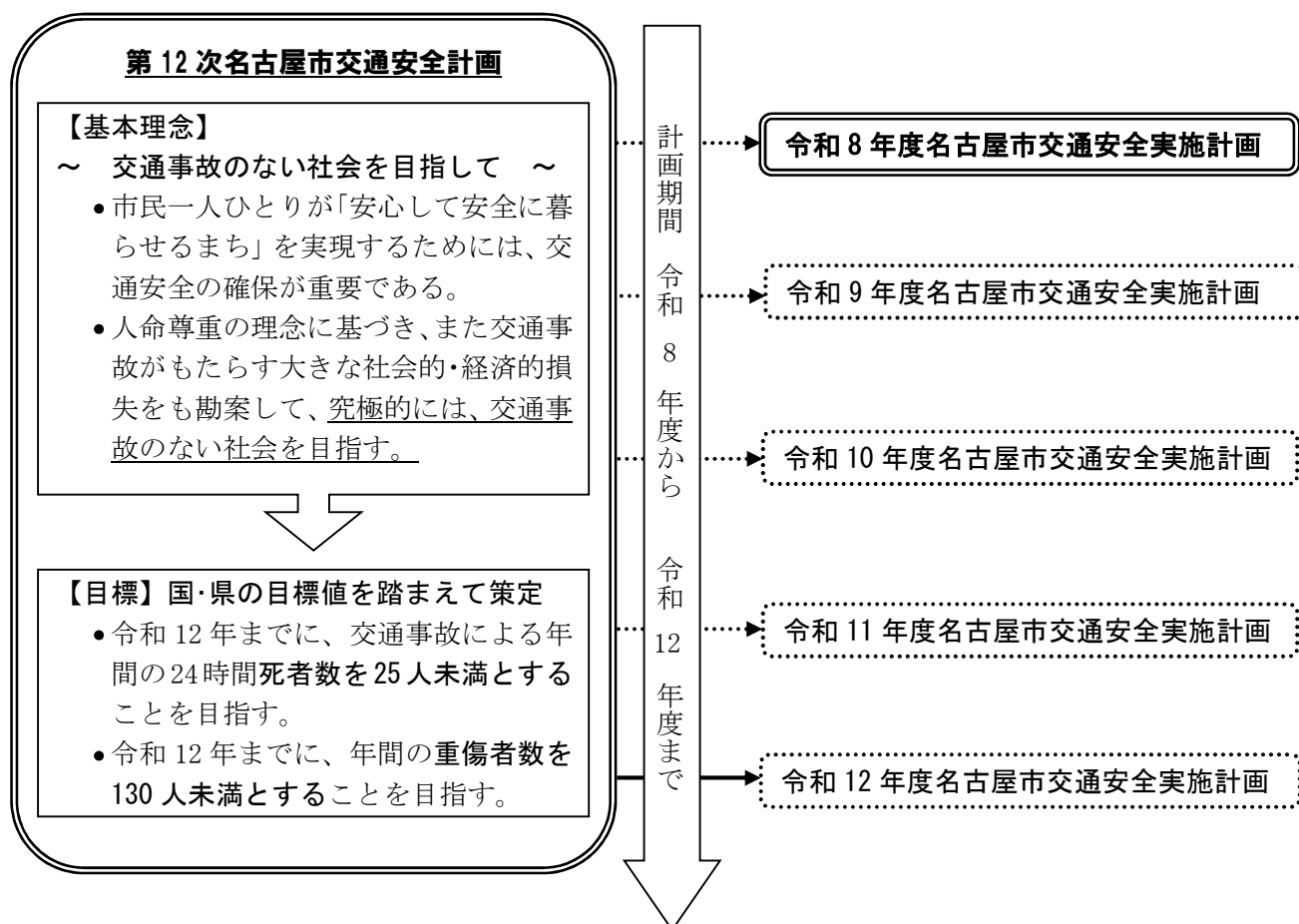


はじめに

1 計画の体系

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づく、第 12 次名古屋市交通安全計画（計画期間：令和 8 年度から令和 12 年度）の 1 年目の実施計画であり、名古屋市域内における陸上交通の安全に関し、名古屋市、愛知県、愛知県警察、国の地方行政機関、交通事業者等が、令和 8 年度に実施する具体的な施策を取りまとめたものです。

【計画の体系図】



2 計画の実施方針及び重点

令和 7 年中の市内における交通事故死者数は 27 人となり、第 11 次名古屋市交通安全計画において令和 7 年度までに年間の死者数を 30 人未満にするという目標値を下回りました。しかし、重傷者数は 229 人と、第 11 次名古屋市交通安全計画の 5 年間で一度も目標を達成するにいたりませんでした。

また、人身事故件数は 8,341 件と、依然として高い水準にあり、全国的に発生している子どもや高齢運転者が当事者となる事故を防止し、より安心で安全な社会を実現させるためにも、交通事故そのものの減少に一層積極的に取り組むことが求められます。

悲惨な交通事故を減少させるため、究極的には「交通事故のない社会」を目指し、関係機関、団体等との緊密な連携と協力の下に具体的施策の推進に努めます。